

費の数字に対しての二五%になりますのか、その点はどうなりますか。

○政府委員(齋藤誠君) これは目標でなしに、現在の需要量に対する国内の自給率が二五%である、こういうこととさせていただきます。

○堀本宜実君 これは当初三十四年から四十三年までということと十年計画を立てていたのでありますから、年次計画というものが立てられておったと思いますが、年次計画は立てておりましたか。

○政府委員(齋藤誠君) 年次計画というのは特に立てておりませんが、こういう目標のもとに、実は北海道のてん菜だけにきましては、八カ年計画という計画を立てております。これも、お手元にお配りいたしました資料の大ページの北海道におけるてん菜の長期生産計画が大体これに見合うものでございますが、実績と計画との対比も出ていますのであります。

○堀本宜実君 私は、将来この自給力を総合的に増加して、輸入を減していく、そうして甘味資源を国内産でできるだけまかなうという計画に立ちますことは、わが国の経済計画の立場に立って、まことに必要なことだというふうに考えるのであります。ただに甘味資源のみならず、飼料にいたしましても、木材にいたしましても、そうでございますが、開放経済になりました、ややもいたしますと、日本の外貨の保有高がだんだんと減少しようとする傾向をたどっておりますときに、国内生産のできるものはなるべく国内でまかなうように努力をし、奨励をするということが、農政の重点でなければならぬというふうに考えるの

であります。今後政府は長期の需給の見通しを立てる、そしてそれを公表するということをしなればならぬと思ひますが、そういうことについての用意はございますか。

○政府委員(齋藤誠君) お話しのとおり、先ほども申し上げましたが、日本の輸入量につきましては、まあ英国に次いで自由諸国では一番輸入量が多い国でありまして、その英国でも自給率が、一九六二年でございますが、二八%というふうな状況になっておるわけでございます。したがって、できるだけ自給率の向上を高めるといふことは、砂糖の今後の消費経済上重要性から見まして、必要なことというふうに考えておるわけでありまして、そこで法案におきましても、自給率の向上ということを第一の目的の一つに掲げておるわけでございますが、ただ考え方といたしまして、経済的な環境としては、開放経済に対応した国内の生産態勢をとるということが必要でありますので、一定の目標に向かって計画を進めていくという考え方をとるにいたしまして、やはり適地において生産を進めていく、そうしてできるだけ合理的な生産を進めていくということが必要であらうというふうに考えておるわけでございます。そういう考え方に立ちまして、法案におきましても、第三条におきましては、甘味資源作物と砂糖類の長期の生産需要の見通しを立てるということにいたしておるわけでございますが、これはこの法案にもありますように、農業基本法に基づく長期の生産及び需要の見通しの中に、重要農産物には特に甘味資源の作物が入るということをごとて明らかにいたして

おるわけでありまして、そういうことで長期の見通しを立てます考えでございますが、さらにこの自給率向上の思想を具体的に生かしていくという考え方をとりまして、砂糖類の甘味資源の生産振興を進めていくにあたりましては、やはり目標のほかに生産計画的なものを立てまして、そうしてその計画に基づいて毎年度の予算の裏打ち資料にもあわせていたすような考え方も取り入れ、まあいわばこの計画を指針として生産奨励の各種の施策を進めていく、こういうような考え方をとっていきたいという考えでおるわけでございます。

○堀本宜実君 これはもうぜひとも、私は、そういう従来見通しを立てて進んだが、百五十万トン余りのものが、はやすでに百六十六万トン、百七十七万トンにも達したということならば、消費の見通しはすでに十年後をオーバーする形になってきておるのであります。まことに、どこが悪いということもないので、しょうけれども、計画としては権威のない計画であるというふうに考えられるのであります。そういうような変化の起こってきておる今日、この目標をはっきりつかまえますことも必要であります。それに対しては生産も、また計画がどのようになっていくかということについて、その生産計画を年次別に計画を立てて公表すべきであるというふうに考えます。どうかその点については、将来とも実施することを、何といひますか、農林省は天下に声明をして、安心してそういう生産者にも、消費者にも、あるいはそれを製造する人たちにも参考にせしめるべきではないかというふうに考えるのであります。

るのであります。

そこで、最近てん菜糖は、ことに寒地におけるてん菜糖は、いろいろ天候等の支配等を受けて生産が停滞しておる。もうこの上伸びないのじゃないか。あるいは、思惑で精糖工場、てん菜糖工場を持っていたが、その後の生産が思うように伸びないというようなことを聞くのであります。それはなるほど天候等の原因はありましようが、ただに天候等の原因でなくして、ある程度までその生産というものが飽和状態にきておるのではないかと。地域を広げていけば別であります。そうではない限り、なかなかそう多くの期待を持って、そういう人もあるようでありますが、そういう点についてのお見通しはどうかということでございます。

○政府委員(酒折武弘君) 特に北海道の生産の状況につきましては、御指摘のとおり、計画に對しましては、御指摘の成率は非常に低くなっております。この原因としては、いろいろあると思ひますけれども、特に現状が、反収が非常に思ったよりも低い、期待どおりいかなかったという点が、大きな原因であらうと思ひます。また、この反収がそう伸びなかった原因は、さらにさかのぼって考えてみますと、てん菜は、御存じのとおり、非常に努力を要する作物でございます。しかも、これは畜産と結びつくことが、生産の向上のため非常に大きな条件になっております。畜産も、御承知のとおり、非常に手がかるというところで、なかなか両方努力の要するものを合わせて経営していくということがむずかしいという点、そういう点の原因となりまして、その他にもいろいろ、新しい技術

の導入についてのまだ普及が十分ではないというふうな点もございまして、反収は思ったように上がらない。そこで、農家にとつては、わりあい魅力のない作物で従来であったということが、伸びなかった大きな原因であらうと思ひます。それでは将来はどうであらうかという問題であります。可能性としては、私たちはまだまだ伸びる余地は十分あると思ひます。しかし、そのためには、先ほど申しましたように、努力節約的な栽培法を導入して、できるだけ畜産と結びつけていくということが必要であると思ひます。また他面におきまして、これは御存じのとおり、連作がききません。理想的に言いますと、五年なり六年なりの輪作体系でいかなきゃならない。したがって、適地は実際、栽培面積の五倍も六倍も要するというところでございます。そこで、土地改良等をもっと大々的に行ないまして、適地を大いに造成するということが、他面において重要な条件であらうと思ひます。そういうふうな、いろいろな面における対策を進めていきますならば、決してこれは悲観するにあたらない。現在の平均反収は約二・四トンでございますが、努力によりましては三トン程度までは上げることが、外国の例から見ましても、決して難事ではないのではないかと、こう考えております。そういう面での諸施策を今後推進するならば、将来の飛躍というものは十分期待し得るというものはなからうか、こう考えておるわけでありまして、

○堀本宜実君 それは、そうすると、ただうっちゃっておいだのでは、省力栽培にしても機械化栽培にしても、あ

るいはビートと畜産という関係にして、も、なかなか、私は、伸びない。むしろ停滞きみである。それは、反収が伸びないというところで農家がイヤになる。こういうことなのであります。大体こういうことなんですよ。固い理屈でものを考えようとするよりも、このごろの農家というものは、やっぱり農業以外に働きに出ますね。その出るこゝとによって、自分の朝の九時から夕方の五時、六時までの労働時間、八時間なら八時間の労働時間というものが、千円なり千二百円なりいくるののだという一応の労働報酬というものを、身をもって体験しているのですよ。そういうような現実の姿がありますから、だから農家も、てん菜糖つくって、生産費が償う、そういうことになるのかどうかということ、役所のほうで省力栽培をやっているのは畜産を結びつけて、畜産が盛んになればビートの葉が飼料になる、あるいはまたビートの葉が飼料になるということになって、二重に飼料化ができて、たいへんいいのだという観念的な理屈だけでは、私はてん菜糖の発展はおぼつかない、こういうふうにいるのであります。そこで、そういう観念論でなしに、現実には政府は一体どうしようというのか、そういうことについての解決方法が具体的にあるのかどうかということ、でなければならぬと私は思ふ。その点どうなんですか。

それから労働の質なんといったもの、それから他の作物との比較なり、あるいはまた農業外に出た場合の労働報酬などを総合勘案いたしまして、はたしててん菜をやる意欲が出るかどうかというふうなことだろうと思ひます。しかし、これはやはりいろいろ分析してみますと、そこに、農家はこういう点にビートが魅力ある作物となり得る要素を持つておるかということにつきましては、やはり計算上考えられる面もあらうかと思ひます。たとえば、現在、てん菜につきましての労働時間たり労働報酬は、われわれの調査によりますと約九十六円でございます。これが大豆とか小豆とかいう豆類になりますと、百四、五十円から百七、八十円というふうな高い。これがやはり農家としてビートをつくるよりも豆をつくらうかというふうなことを、直感的に考えさせる要因となっているのじゃないか。そこで、やはりこういうふうな問題になりますと、一時間当たりの労働報酬の増加とか、あるいは逆に、労働の軽減とか、そういうことをやる、また、それをやるために、反収の増加をはかっていくということをやることによつて、そういうふうな観点からのビートに対する魅力というものはやはり出てくるのじゃないか、そういうふうな私考しておるのであります。

○堀本宜実君 私はまだいまのお話では満足はいたしません、ともあれ、もう少しきめのこまかい、単なる観念論じやなしに、手厚い、あたたかい指導をしてやつて、そうして引き合う農業というあり方、昔のような形での家業という業ではなくって、企業という業に最近変わつておる。企業価値というものを認めなければ、農業だつてもうやらないと私は思う。天地ともに行ずるというふうな農本主義的な労働というものは、私はもうこれからは、やらない時代が来ているのではないかとこのころ考へ方を持つておる。しかし、たなしに、地方に散在するゆえんをもつて生産性の低い、所得の低い農業でもやむなく従事しておる。これはやむなくしておる。やがてそういう時代からだんだんと脱却し逃避していく時代になつてくると、やはり引き合いにかからない農業はやらぬという傾向が、ますます強くなるのではないかと、私は考へるものであります。ですから、やはりそこに、もっと割り切つた人は、国際分業でなければならぬといふふうな議論を起さなければならぬのではないかと思ふ。しいてそれにつなぎとめておこうという姿勢ではだめなので、そういうことをするためには、やはりひとつのあたたい、何といふますか、いわゆる政府の支持価格あるいは政府の買入れ措置をやつてやるとか、同じ買入れと、同じ買入れとが、つぎまたとわなない、こまかいことでも低い価格で買入れるといふのじゃ、これはどうにもなりません。が、そこがやはり私は問題だと思ふのです。それはここできんかしたつてどうにもなりませんから、どうかひとつそういうことを特に私は考へるべきじゃなからうか、こゝろ思ひます。

○政府委員(齋藤誠君) お話しのとおり、てん菜生産の面における引き合うような合理的な価格を設けて、これを中軸として生産を進めるといふことが必要であると同時に、企業の面におきましてもそういう配慮といふものが必要ではないか、こういう御質問のようでございます。お話しのとおりでございます。いま申し上げて、企業の原料の少ない中に工場数が非常に多い。その結果、操業率が非常に低いといふこと、非常にコスト高になりその結果、価格としても高くもなれば逆に生産者に対する支払い能力も低くなるというやうなことがないようにすることは、お説のとおり必要なことだといふうには考へるわけでございます。そこでただ現実問題としては、しからばどう

であるかといふことにならうかと存するわけでございますが、いまの生産のテンポ、あるいは将来の生産の見通しといふものを考へまして、現在ある北海道の工場数が適正であるかどうか、あるいは、さらに適正でないと思へば、合理的な考へる必要があるかどうか、こういう御質問であると思ひます。ならば、現在われわれとして考へておりますのは、大体北海道における今後の生産の伸びから見ますならば、現在ありまする九工場におきまして今後の処理量が現在におきまして十二万トン、将来におきまして十五万トン程度の処理可能量といふものにはいき得るのではないだらうかといふふうな考へておるわけでございまして、従来工場のできた経緯、あるいはまた工場をつくることによつて逆に生産を刺激し、生産の増大をはかり得るといふ、こういう面等も考へて、現在の工場が設置されたといふふうな思ひわけでございまして、それらを考へてみますと、現在の生産処理量、将来の見込みの処理量等をあわせ考へまして、現在の九工場におきましては大体適正な操業率を実現することができるとは思ひます。かといふやうに考へておきまして、この企業自身につきまして、いま直ちに合理化をはかり、合併をすすめるというやうなことは、必ずしも考へておらないわけでございまして。

○堀本宜実君 そこで暖地ビートの問題であります、まあ暖地ビートが東北並びに西日本等でも各所で、試作が行なわれ、また試作程度から少し安定生産へと向かつてきて、それがために確かに西日本にも二、三カ所工場というものではないかと存じますが、集

荷をし砂糖工場を設けたところもございいます。そういうようなところのその後の状況は、一体どういふふうになつておりますか。

○政府委員(齋藤誠君) 暖地ビートを直接対象にいたします工場として設立され、現に操業いたしましたものは二工場ございまして、一つは大分県に設置されました新光製糖会社、それからいま一つは、岡山県に設置されました横濱精糖会社の工場、これが暖地ビートの精製を直接対象にいたしましたのでございまして、大分県のほうの工場につきましては、実は九州一円の暖地ビートを処理するという計画でできたわけでございまして、操業に必要な原料が集荷できない、生産が確保できないというふうなことで、創立当初におきましては、当然ある程度の創業的な赤字というものが予定されるわけでございすけれども、意外に原料の生産面におきまして増加が期待できなかったというふうなこともございまして、その間におきまして大分県の工場は一定の量までいくまでにおきまして、会社としてそれ以上存続することが経営上不可能だというふうなことで、三十七年に一応操業を停止したままに止めておまして、その後その地方にできまするてん菜は岡山、横濱精糖工場に輸送して処理させるというところにいたしましたわけでございす。岡山の工場につきましては、これは中国地方あるいは四国地方のてん菜を対象として設けられたものでございす。この中国並びに四国地方におきまして、当初予定いたしましたような生産の伸展も見得なかつたという関係で、これまた原料処理場と

しては当初の計画的な見込み数量よりはるかに下回るといふふうなことになるのでございまして、現在相当の赤字が出ておりますものの、なお操業としては続けてまいっておるような状況になつております。

ただ、その後各地方におきましててん菜生産の具体的な指導のやり方、あるいは導入のしかた、それに必要な技術的ないろいろな諸問題もだんだん明らかになつてまいりまして、暖地ビートにつきましても、特に南九州については、今後なお相当期待をかけていい見通しにあるのではないだろうかというふうな関係もございす。

そこで、岡山にありまする横濱精糖工場分につきましては、なお引き続き暖地ビートの処理に充てるということとで現在精糖工場としても操業を続けており、また今後も続けるであろう、この期待しておるわけでございす。

○森部隆輔君 関連。

いまの暖地ビートの問題であります。これはいま長官の御説明にあったのですが、実は西南暖地、ことに九州で数年前、お話しのとおり暖地ビート、畜産等と結びつけて、また甘味資源としてもかなり県当局なんかも御奨励した事実があるのです。御存じのとおり、大分県では県費で多少の助成までしていることは御存じのとおりであります。ただ、他の府県では、ことに私の県なんかでは、これに対しては経済上どの程度の収益が得られるか、そういうふうな見通しもよくつきません。暖地ビートに対する栽培上の経験等もない関係で、農業団体としても県当局としても、かなり慎重な態度で、あまりすすめなかつたのです。で

も幸いにしていま、その結果、農家にはあまり迷惑をかけなかつたのです。が、いまのその暖地ビートに対する将来のほんとうの見通し、どうなんですか。やはり相当奨励し得る、農家の経営、栽培作物としてのその栽培が、かなり収支償つて、他の作物よりも収益が劣らぬ、むしろ多いというふうな自信があるのでしょうか。その点をひとつ、将来の見通しですね。もう少しはつきりお尋ねしたいと思ふのです。

○政府委員(酒折武弘君) 現在までに岡山、大分等で奨励いたしました暖地ビートにつきましても、失敗の最も大きな原因は、春まきで秋に収穫する栽培方法をとつたのです。これは、ビートは、御存じのとおり栽培期間中の積算温度というものが非常に生育の上に大きな要件でございまして、したがってまして夏場に栽培すれば、それだけ積算温度が高くなるという有利性があるわけでありす。反面、その期間が高温多湿である関係上、病害虫が非常に発生いたします。結局病害虫のために生産がた落ちになつたというふうなことで失敗したわけでございす。そこで、現在考えております鹿児島等に對する奨励の方策といたしましては、ビートは春まきではなくて秋まきでやつていこう、秋まきの春収穫という栽培法でやつていこう、こう考えているわけでございす。これならば病害虫の心配はほとんどございせん。同時に、鹿児島等は暖地でございまして、秋まき春収穫でもその積算温度は最低限必要な二千四百度をオーバーする、そういう意味で反収も、栽培法さえうまくいけば、三トン以上はとれる

可能性があるという技術的な見通しがあると思ひます。そういう栽培技術上の見通しを立て、しかも経営形態から見まして、現在は鹿児島県は御承知のとおりイモを非常につくつておりますが、冬作といつたしましては、なたね、麦等は比較的生産性の低いものでございまして、その冬作のなたね、麦にかえてビートを入れるということが、農家経営上あるいは経済上から見まして、相当効果的な面があるのではないかと、かみ合せてビートを入れるということも現在考えているのであります。

○森部隆輔君 大体、新しい作物を初めるのに、試験場あるいは県内の数カ所の異なる土質、あるいはいろいろな農地の条件の違つてゐる数カ所に試験を、二年やつて、しこつて後これをすすめるというふうなことを考えていないのですか。それを暖地ビートの場合にもやつたのですか。

○政府委員(酒折武弘君) これは予算にも出ておりますけれども、適地検定法というものをやりまして、そうしてそこで、その地帯のビートに対する適性の試験は普及段階に入る前にやつております。

○森部隆輔君 いまの、私は局長の御答弁には、実際上の問題においては満足しないのです。大分県は私の隣県であり、われわれも、県の当局とも話し合つてかなり意欲を持つて初めて暖地ビートの栽培を農家に勧奨してみようかというのを考えたのです。いろいろ話し合つてみたけれども、お話しのような材料がない。そういう試験は、あなたのおっしゃるような試験は

ない。で、あなたの言う試験はどこでやられたのか知らないが、私はついでに、やはりそういう試験に關係のあることでしたら、ここに政務次官もいられるから、特に希望を述べておき、また、そういう考えがあるか——私の申し上げておきたいと思ひますのは、新しい作物あるいは新しい農業というふうなものを農家にすすめる場合に、少なくともポット試験であるとか、ごく狭い圃場試験であるとかあるいは一県に一方所だけというのではなくて、異なつた土質あるいは農家にしても数カ所の農家を選んでやはり試作してみろ。しかも、暖地ビートのような場合は、農業の場合とまた違つて、経済上はたして有利であるかどうか、そういうふうな経済的な見地から、ただ単に増収であるとか、単に反当たり幾らとれるのだとかいうふうな、あるいはどういふ栽培方法がいいとか、栽培方法によつて多少違ふのですから、そういうふうな試験あるいは試作というふうな面をあらゆる角度からやつて、そして後一般の農家にすすめるのと、いまのような九州における暖地の、ことに大分付近の暖地栽培が決して初めの予想どおり成功してない。現状は、工場は閉鎖してゐる、こういうふうな状態になつておる。隣県の者なんかも非常に迷つてゐる。慎重な態度をとつてゐるところは、何の被害もなかつた。農業の場合でも、御承知のとおりPCPは魚介類に被害があるというところで、マビカを代用薬として政府はすすめたところが、九大の農学部教授は新聞に堂々とマビカは被害がないということを新聞に書いておる。これはどちらが真偽はにわかには断

○政府委員(松野孝一君) お話の点は私はまことにございともっとも思います。暖地のでん菜糖の奨励につきましては、むしろ私の記憶しておる限りでは、どつちかと言えば、暖地に限らないのでありますけれども、もう業者のほうが行行したような趣きもあるんじゃないかとも思っております。そして暖地のでん菜糖は全く初めての奨励作物でもあるので、慎重を期さなければいかぬというわけで、九州にその試験機関を設置し、これが試験研究に従事しておる。暖地に適する品種あるいは耕種法のやり方、あるいは病害虫の程度及び駆除方法とか、それから暖地においても適地がどういふふうになっているか

か、奨励しないのかわからないが、ともあれ業者のほうから先にいったのか、奨励したのかよくわからぬが、かなり各県きそって試作をし、また指導をしたことは事実です。そうして、これは元来寒冷地のものだから、暖地ではできないだろうという想像があったのですね。その想像どおりできないのですね。それへもってきて岡山、大分に工場ができた、まだ、できようとしたのだ。まだしかし、秋田か山形かにも何かできているはずだと思う。これは暖地とは言えないかもしれないが、このあたりは一体どうなっているのか。これは輸送料をつけて東北の分は北海道へ持っていくことになる

ただ、私思いますのに、同じ日本、わが国における甘味資源の自給力をつけるという立場で、てん菜、サトウキビ、それから甘藷による結晶ブドウ糖、この三つがあげられておるのであります。ところが、おのおの適地適産でなきゃならぬと言われますが、適地適産なんていうことは、これはあたり

ある。そこでかりに、ここにも書いてある。説明の第三のところに、適地においててん菜糖をやる。これは適地で西日本はないという意味も含んでおるのであらうと思うが、とにかくそういうところで失敗をしておる。そのことは勝手にやったのだからして、切り捨てれば切り捨ててもいい。そのことは

やむを得ないが、そこで、てん菜糖やサトウキビというようなところで、「甘味資源作物の生産を計画的に振興することが特に必要と認められる」というふうに述べておられるのであります。計画的に生産をすることが必要である。それはそうでしょう。工場を持つていてかまえているのだから、計

○政府委員(酒折武弘君) カンシヨは、これは日本全国とは申しませんけれども、非常に広い範囲に栽培されておりまして、これはある程度加工する場合に、必ずしもその産地と直結しなくても輸送がある程度ききますので、距離があつてもいいというような問題もございまして、特にカンシヨについて特別な指定地域を設ける考えはございません。

○堀本宜美君 これには「必要な助成を行なう」となっているが、同じ甘味

資源について、てん菜糖とサトウキビには指定地域を設け、そうして国が助成を行なうというのに、カンシヨはどこへでもできるから、日本じゅうでできるから指定をしないというけれども、そういうものではないのであります。それはちょっと机の上で考ええになったカンシヨづくりの考え方であって、

愛媛県なんかきてごらんさい。四百メートルの頂に至るまで山をはいで段々畑で、畑の面積よりも石がきの面積のほうが長い、いかに貧なるかを知るとのことばがございしますが、いかに貧乏であるかをあれよく証明をしておる。幾らかカンショが下落しても、そういうアドバルーンを上げても、カ

ところはそうでしょう。そういうところは指定しなければいい。そういう急坂なところで、しかもたいへん地味の悪いところでイモをつくっている。ブドウ糖の原料にするためにイモをつくっている。そういうところは指定して国が助成をすべきである。私はこれは片手落ちだと思う。自給力で総合的な対策を立てるということなら、ひとりブドウ糖だけを片手落ちにして、もうひとつは片手つくればという筋合いのものではない、こういうふうに私は思う。

○政府委員(酒折武弘君) ビートは、先ほどから御説明いたしておりますように、非常に適地条件がむずかしゅうございまして、その条件に合う地域を特に選びまして、そこで新しく導入を促進するために、今回法律をつくりまして振興地域というものを設けたわけでございます。カンショにつきましても、政策的あるいは理論的に、振興地域というもののごときものを設けることがどうだということになりますと、決しておかしくもなければ不可能でもないであります。これはむしろ政策論の問題だと思えます。ただ、現在われわれといたしましては、ビートにつ

きましては、そういうふうにならずに、い作物であり、特に力を入れて丁寧な指導をやらなければならない、あるいは助成をしなければならぬというところで、ここに振興地域というものをビートについてのみ設けたわけでございます。

○堀本宜実君 ビートだけではございませう。砂糖キビもそうなんです。よろ。

○政府委員(酒折武弘君) 砂糖キビにつきましても、もちろん非常に限定された地域しかこれはできません。それについて特に指定を設けてやるということでございます。

○堀本宜実君 私は、そこが少しものの考え方が違ひはせぬかと思うんだ。それはカンシヨ以外にはできない。私はかつて長崎の豊岐、対馬その他五島列島、あるいは愛媛の高知の境にありまする段々畑、あるいは熊本、あるいは鹿児島等のカンシヨしかできないところの、いわゆる他のものをもって耕作することのできない畑作地帯のカンシヨは、特別な価格で買い上げる必要があるのではないかと、これを申し述べたことがあるんですが、また、農林省においては、かつて、そういうものは何らか特別の取り扱いをすべきではないかということで研究されたときもかつてはあるんです、古い時代に。これはほんとうにそういうところがあるわけなんです。それで、ん、砂糖、砂糖キビは土地がむずかしいんだとか、特別に指導せなければならぬというけれども、イモというものは、ばかものだからほかかっておいたらできるよ、に思うたら間違ひいますよ。あれだ、肥料も要れば、うね寄せも要るし、や

はり苗を持っていつて立てなければ、あれは自然にできるものでも何でもない。みんなそれぞれ手が要っちゃんと栽培するわけなんです。私は、こういうものは、おいておいていいという理由は、一つも認めないのであります。そういう観点から考えるならば、やはりこの甘味資源としては一定に、ブドウ糖資源であるカンシヨについて地域指定を行ない、国の助成を行なうて、そうして奨励をする、そういう奨励をされたその地域指定からできるものは、甘味資源の原料として供給する、こういう形にもつていったほうが原料確保の意味からいっても、あるいは自給確保の意味からいっても正当ではないか、こういうふうにかえるのであります。

これは、いまのは、どうしてそんならビートだとか甘蔗だとかいうものが土地がむずかしいとおっしゃるのですか。何がむずかしいのですか。どういうところがむずかしいか。指定するのがむずかしいのか。土地がむずかしいという意味は、どういうところにむずかしいかがあるのですか。

○政府委員(齋藤誠君) いま、カンシヨについてもビートと同じように生産振興対策を法制上同じように扱ったかどうかと、こういう御質問でございますが、いま先生のお話になりましたカンシヨ自身についてのいろいろの生産振興対策を講ずべきであるというところについては、これはもう農林省としてはそういう方向に進んでおりますから、問題ないところでございますが、ただ法制上の取り扱いについて若干私には違いがあるのではないだろうか。先ほど園芸局長から申し上げましたよう

に、まあカンシヨ、パレイシヨ、これはほとんど全国にまたがって生産されておるわけでございます。そういう意味から農家経済上重要であるということ、むしろイモ作農家の経営安定という意味におきまして、いち早くこのカンシヨについて農産物価格安定法によつて一般的に価格の支持をしよ、こういうことにはいたしておるわけでございます。今回の法案は、甘味資源の生産振興と砂糖類の自給度向上というものをねらつておるわけでございますが、そういった観点からブドウ糖も取り上げましたのでありますけれども、ブドウ糖を取り上げましたのは、イモの需要市場の拡大をはかったり、あるいはイモの市場の安定を得るということによつて、イモ作農家の経営の安定にも資していきたいという考え方をとつておるわけでございます。そこでブドウ糖なりを考えました場合には、これはもうおそろしく全国のでん粉工場から集めるということになりますから、ブドウ糖工場といきなり生産振興地域というものを結びつけて考えるというわけにはなかなかいき得ない。

われわれも議論をいたしましたのは、この設立の過程におきまして、ブドウ糖工場も同じようにある程度この設立についての抑制をはかるべきではないかというふうなことも考えたわけでありまして、いかにせんブドウ糖の原料となるでん粉は全国にまたがってある。しからば、それじゃ、でん粉工場自身を生産振興地域と結びつけてやったらどうかというところになります。これまた先ほど申し上げましたようなことで、地域も相当全国にまたがっておるし、でん粉工場自身もまあ千五百もある

というふうなことで、生産振興地域というものをきめて、そこにでん粉工場を結びつけ、あるいはでん粉工場とブドウ糖工場とを結びつけるというふうなことが、ブドウ糖に関する限りは、なかなかむずかしいという事情が一方にあるわけでございます。それに対しては、ビートなり甘蔗等につきましては、これを今後導入する場合には、やはり三つの私は条件があるように思われるわけでありまして、一つは、新しい作物でもあったりしますし、これを進めていくにつきますし、やはり技術的な問題が十分なされて、そうして、まあ適地に生産振興をはかる必要がある。それには先ほど申し上げましたような作期であるとか、品種であるとか、栽培方法であるとか、こういうような面について技術的に十分導入し得るような方法を考へていく必要がある。それから、かりにそういう条件がなければ、生産は部分的には可能であつても、十分継続して生産することができない、こういう関係があるわけでございます。そこで、岡山の場合におきましても、大分の場合におきましても、広く集荷地域というのなしに、その地方から集まるものを予想した処理計画を立てたというところに、集荷量が当初予定したより集まらないというところで、企業としては成り立たない。企業が成り立たないから、生産もやむを得ずやめざるを得ないというわけでございます。そこで、どうしてもそういうものについては、生産振興地域を考へる。その生産振興地域と結び合わせて、原料の処理をすべき工場の合理的な配置も考へると、こういう結びつき

と、まあカンシヨ、パレイシヨ、これはほとんど全国にまたがって生産されておるわけでございます。そういう意味から農家経済上重要であるということ、むしろイモ作農家の経営安定という意味におきまして、いち早くこのカンシヨについて農産物価格安定法によつて一般的に価格の支持をしよ、こういうことにはいたしておるわけでございます。今回の法案は、甘味資源の生産振興と砂糖類の自給度向上というものをねらつておるわけでございますが、そういった観点からブドウ糖も取り上げましたのでありますけれども、ブドウ糖を取り上げましたのは、イモの需要市場の拡大をはかったり、あるいはイモの市場の安定を得るということによつて、イモ作農家の経営の安定にも資していきたいという考え方をとつておるわけでございます。そこでブドウ糖なりを考えました場合には、これはもうおそろしく全国のでん粉工場から集めるということになりますから、ブドウ糖工場といきなり生産振興地域というものを結びつけて考えるというわけにはなかなかいき得ない。

す。第三の条件をいたしまして、やはりこれは半製品であり、原料農産物でありまして、それ自身が最終商品にはなり得ない性質を持つておる関係上、どうしても工場に原料として販売し、そこで精製された形で最終商品になつてくるというところでありまして、企業との結びつきを不可欠的に考えざるを得ない性質を持つておるというふうな思われるわけでございます。そこで、そうなりますと、一体工場には、必要な原料、処理量を確保しないことには、企業として成り立たない。まあ、企業が先か生産が先かというのならざるを得ないと思ひますが、幾ら生産が全国でございしても、これが一定量にまともでないことには、また、工場の経済的な集荷地域というものを想定して考へないことには、企業としては成り立ち得ない。企業が成り立たなければ、生産は部分的には可能であつても、十分継続して生産することができない、こういう関係があるわけでございます。そこで、岡山の場合におきましても、大分の場合におきましても、広く集荷地域というのなしに、その地方から集まるものを予想した処理計画を立てたというところに、集荷量が当初予定したより集まらないというところで、企業としては成り立たない。企業が成り立たないから、生産もやむを得ずやめざるを得ないというわけでございます。そこで、どうしてもそういうものについては、生産振興地域を考へる。その生産振興地域と結び合わせて、原料の処理をすべき工場の合理的な配置も考へると、こういう結びつき

と、まあカンシヨ、パレイシヨ、これはほとんど全国にまたがって生産されておるわけでございます。そういう意味から農家経済上重要であるということ、むしろイモ作農家の経営安定という意味におきまして、いち早くこのカンシヨについて農産物価格安定法によつて一般的に価格の支持をしよ、こういうことにはいたしておるわけでございます。今回の法案は、甘味資源の生産振興と砂糖類の自給度向上というものをねらつておるわけでございますが、そういった観点からブドウ糖も取り上げましたのでありますけれども、ブドウ糖を取り上げましたのは、イモの需要市場の拡大をはかったり、あるいはイモの市場の安定を得るということによつて、イモ作農家の経営の安定にも資していきたいという考え方をとつておるわけでございます。そこでブドウ糖なりを考えました場合には、これはもうおそろしく全国のでん粉工場から集めるということになりますから、ブドウ糖工場といきなり生産振興地域というものを結びつけて考えるというわけにはなかなかいき得ない。

で、この生産振興地域というものが考
えられておるわけでございます。した
が、若干その面におきましては、
もうカンショ自身について、取り扱い
上、各地にでん粉工場がある。そので
ん粉を受けて、ブドウ糖工場が、特定
の集荷区域ということをおこなうこと
として振興を行なっておるという事
態にありまして、カンショ自身に対
する生産振興はこれは別に進めると
いたしまして、生産地域というものを
この法制上に取り入れてやるかやらない
かというところは別問題であり、われ
れといたしましては、若干そこには取
り扱い上、異にすべきものがあるん
ではないかと、こういうことで、この法
案にはカンショを生産振興地域から特
に落としておるというわけございま
す。

○木島義夫君 ちよつと関連質問。私
は二つの点について、主として堀本さ
んの質問に関連してお伺いしたいと思
います。いま政府委員の御答弁だと、
農産物の価格安定法によってカンショ
の価格は保証されているということ
を言われましたが、われわれから言え
ば、これははなはだなまぬいやり方
と言わざるを得ないんです。で、これ
は事実、でん粉の価格は保証していま
す。しかし、直接カンショの値段は少
しも保証されていないです。で、すか
ら、政府はでん粉屋には直結してい
る。しかしながら、生産農民には少
も直結していない。こういうことはわ
かりますか。わからないでしょう、日
本の農林省は。わかりますか、質問
が。御答弁願います。

○政府委員(齋藤誠君) 御趣旨の要点
が、私の理解が不十分でよくわかりま
せんが、バレイショの買い上げという
のは、イモ価格の支持の単なる技術的
な手段にすぎないのをごさいます。で、
イモの値段が非常に高く、予定された
支持価格以上にイモの値段が高いとい
うふうな場合におきましては、いかに
でん粉が下がっても、私は本来、でん
粉価格についての支持をするという考
え方ではないと思っております。つま
りでん粉の救済ということ、農産物
価格安定法はできていないわけござ
います。したがって逆に言えば、一定
の支持価格で買ったでん粉だけにつ
きまして、そのでん粉の価格が下がる
というふうな場合においては、これはイ
モ作の今後の取引に影響するという意
味において買い上げるというたてまえ
に現在なっておるわけでございます。

したがって、いまお話しになりました
でん粉を買い上げにしているというこ
とによって、イモの価格とは無関係な
運営をしているのではないかと、い
う御質問でありますならば、われわ
れとしてはそうではないということ
を一番念頭に置いて運営しておる、こ
う申し上げざるを得ないと思ひます。

○木島義夫君 われわれの経験によ
れば、政府がでん粉価格をきめるとい
うことが、年によって一月ごろになる
ことがあるのです。そうすれば、イモ
の価格に対してほとんど影響はない。
それからもう一つは、それをきめる場
合において、日本の国というものは、
帯から亜熱帯まで及んでい。つまり
関東や九州では生産時期が年々時間
の差異がある。だから、われわれ長く、
東日本と九州地方とは二段に価格の
差をなにかすべきである、こういう
ことを言っておるのですが、いつも、わ

れわれの経験によれば、規定は十月の
初めとなっておるかしれませんが、そ
れが十月の半ばごろ大体きまるので
す。畑にはもうイモはないです。ま
た、その価格のきまるのを待つた
め、畑にイモを置くことができないの
です。冬作の關係上。実際にちつとも
適合してはいないのです。なぜあ
いふにおくれば、イモの生産者を事
実上保護できないようなことをや
るかということですね、このことを
私も非常に心配しておるのです。こ
のことに御答弁願います。

○政府委員(齋藤誠君) お話のよう
に、できるだけイモの出回り前にお
きましてイモの支持価格を発表する
ということが望ましいことは、われわれ
も同様に考えておるわけでございます。
ただ、現在の農安法におきましてイモ
の価格の算定の考え方というものが
まじりては、先生御承知のように、
年における需給というものを反映さ
せて価格をきめるということにな
りますので、そうなりますと、われ
れの事務的なことになりまして、イモ
の当該年における生産の見通しを把握
するための統計資料というものが、ど
うしても九月一ぱいにできないとい
うことで、十月にまたがらざるを得
ないということに現在なっておるわけ
でございます。法案はそういうことを考
えて、十月末までにつくるとい
うことになっておりますが、十月末を待
たないで、できるだけ早くしたいとい
うふうな資料の制約で、だんだんお
くれになっておるということをお
了解願いたいと思ひます。

○木島義夫君 ただいまのこれは事実
です。法規上そういうことになってお
ることは私は認めます。しかし、これ
はお祭りを過ぎてからちようちんを
けるようなもので、何ら価値ない。で
すからちようちんがお祭りに間に合
うにやらないければいかぬと思う。で
すからこの法案がそれでいけな
いならば、すべからずこの甘味資源は最
も重大な問題ですから、できるか
か当てにならない、集まるか集まらぬ
か当てにならないでん菜糖のほうを
ひねくっているよりも、このことを
法令をきめなければならぬ。いま堀
本委員からの御質問のように、日本
のイモの値段というものは、大海に
漂つておるような感がある、生産地
からいへば。この堀本委員の地
域的の石がきのお話などは、全く何
という地域もあるということ、いま
は感に打たれるのでありますが、わ
が千葉県においても、香取郡にまた
が地帯は夏作としてはサツマイモ
以外には土地が悪くてほとんどで
ない。ですから、あの地方はみんな
イモをつくつておる。ところがイモ
の値段が大海にゆすぶられておる
小舟のようなところであるから、あ
すこから出でる人、寺島という代
議士がおります。この人はいつもイ
モの問題で出ております。二、三年
前も、赤城さんが政調会長の時代
だったと思ひますが、陳情に行
った、やあ、寺島イモ將軍が来た
からイモ將軍の言うことは聞か
なければならぬということで、寺島
さんにはイモ將軍によって票を集
めておるようでありまして、この法
律がいまの状態にあるならば、寺
島さんは永久に代議士に当選する
であらうでしょう。しかし

ながら、その生産農民の苦痛たるや、
これはいつも貧困な状態に暮らさ
なければならぬので、この問題をも
つと直接的に、イモの生産者を保
護するということに政府がするな
らば、甘味資源の問題は需要量の
七五%を予定しておるということ
であるが、それくらいのところへ
はむろんいっておるわけですが、
いままである肝心の長男を大事に
しないで、二郎、三郎のほう、し
かもこれははなはだあやしいもの
であるに、もかわらず、これに力
を入れておるというところ、甘味
資源の解決の方法がつかぬと思
う。私は、過去における日本の
この甘味資源の方策というのは、
ここで考え直して一新しなければ
いかぬと思う。

その次にもう一つ申し上げる。こ
れは強く私は要望しておきます。こ
れは強く印象しておいていただ
きたい。依然としてこうしてお
るならば、私は、この問題につ
いては、わが自民党としても一
大対策を講じなければならぬと考
えております。

その次にもう一つ私の申し上げて
おきたいのは、ビートの問題です。
ビートの問題は、一体どのくらい
の原料が集まったならば、一つの工
場が経済的経営が現在の状態に
おいてできるかということを先
に答弁していただきたい。

○政府委員(齋藤誠君) これは、北
海道の例について言いますと、現
在大体十二万トンくらいの処理
量になります。十五万トンくら
いの処理量になります。もつと合
理的な経営になっていくのではな
いかということ、その程度の目
標に向かつて生産と見合いなが
ら企業においても考えてい

こう、こういうことにいたしておきま

す。

暖地ビートにつきましては、まだそ

ういう操業をあげているという工場は

ないわけでありまして、これからつ

くつてまいるわけですが、いまま

まで出ました岡山なり大分なりにおき

ます一応工場から見ました採算ベ

スとして、六万トンないし九万

トンぐらいという見込みを立ててお

けるようでありましたが、今後にお

きまして暖地につきましては、だん

んにはやはり大きくなるのが望まし

いというふうに考えておりますけれ

ども、事業を進めていきます過程にお

きましては、どれでなければならな

いように、必ずしも厳格に考えなく

てもいいんではないかというように考

えております。

北海道においては四千町歩要るとい

うです。なぜかという、これは

いま御答弁は七千町歩ですね、ちよ

つとおかしいです。

○政府委員(齋藤誠君) いまちょっと

計算が違っておりますので、反三

トンであれば、十二万トンでござい

ますから、四千町歩ということになり

ますし、それから二トン半であれば、約

五千町歩ですか、くらいになると思

います。

○木島義夫君 これは私北海道へ行

て聞いたんですが、四千町歩を要す

るところが北海道では輪作をする、

四年に一ぺんずつぐるぐる回る輪作

をしますから、その四倍ですね、結局四

倍の畑についてくるやう。そうすると

四千町歩としてもその四倍の面積がな

ければ、そこに一つの工場が経済的に

経営することはできない、こういうこ

とに相なると思うのであります。で、

ビートの問題は私はそこにあると思

うんです。私の聞いたところでは、北

海道においてもビートをつくって間尺

に合わせぬというんです、当時にお

いても間尺に合わせぬ。しかしわれは

輪作をする、輪作をする場合において

は、ビートというものは、耕地の肥沃な

ところとやせているところがビートをつ

くれば一番よくわかる。そういうよう

な輪作の関係上、われわれはつくって

おるのであるが、どうも値段の上から

間尺に合わない。それからもう一つ

は、ビートというのは大部分水であ

る。そこでたとえば四千町歩なら四千

町歩、もしくは三、四、一万二千町歩

の中央に工場を設けて、運搬の費用を

最も少なくすることによって、この経

営が成り立つ、こういうことをいって

おるのであります。しからば、暖地

ビートにおいてはまたその含有量が

一%も下でありますから、それ以上の

面積を要するのであります、つまり

一万町歩ぐらいの面積の中央に工場を

設けなければならぬ、こういうことに

相なる私は思うのであります、そ

うすると、せっかく法律でいつまで保

護しても、これははずれつ子に東京へ

遊学させたやうなもので、親は経費を

送っているから、学校を卒業できると

思ったって、いつまでたっても卒業は

できない。だから私はこの法案はよ

く考えなければならぬ、こういうふう

に考えるのが、当局の御答弁をお

伺いします。

○政府委員(齋藤誠君) いまの前段の

北海道におきます四千町歩で、しか

もそれは輪作であるから、その四倍な

いし五倍要ると、これは当然という

ことになるわけでございます、北海

道における生産計画につきましては、

もちろんそういう輪作の状況も加味し

て生産の目標を立てておるわけござ

います。それに応じて一定の集荷区域

を想定して、そして工場が設立され、

またそれに応ずるやうに工場の集荷が

可能であるというやうな指導が行なわ

れておりますし、また今後ともそういう

ことでいくべきであるというふうにか

えておるわけでございます。お話の点

は、暖地についてのお話かと存じま

す、まあ含糖率が低くて、しかも生産

地は南の果てである、しかも工場は非

常に遠くに離れておるといふやうなこ

とで、うまくいくかいかないかという

やうなお話かと存じますが、これは確

かにお話のように生産現地におきまし

て工場が設けられ、そこで処理すると

いうことが経済的にいいことは当然で

ございます。で、今後におきまして、

将来鹿兒島、南九州に生産が一定量増

大いたしますならば、当然その地域に

工場が設置されて、そしてそこで処理

するやうにすると、こういう考え方で

糧庁長官から申し上げましたように、
当分の、さしあたりの見通しといたし
ましては、六、七万トン程度の生産を
確保したいということでもって、着実
な生産対策を実施していきたいと、そ
ういうように考えております。

○政府委員(齋藤誠君) いま園芸局長
から申し上げましたが、暖地ビートに
おける生産の見通しに即応いたしまし
て、これを処理すべき工場をどうして
も今後考えていく必要がある。経済的
には、現地に工場を設置することが望
ましいわけでありませう。そこで、一定
の生産量に達するまでの間におきまし
ては、既存の工場で処理させること
が、一番採算的に経済的に有利である
という見地で、これは一定量に達する
までの間、現在の岡山の工場を処理さ
せるという考え方でありますが、計画
が達成し、それと見合せて現地に工場
を設けて、そこで処理させようという
考え方に立ちまして、関係府県あるい
は関係企業との間において話を進めて
参りたいと、考え方としては、いま申
上げた方向に実現してまいりたいと
こう思うわけでございます。

それから第二点の御質問のブドウ糖
の買入れについては、一般に本則で
買入れるほかにブドウ糖の合理化を
考えて、当分の間買上げるとするこ
とについての考え方はどうであるか、
こういう御質問でございます。本来な
らば、お尋ねのとおり、ブドウ糖の原
料価格であるブドウ糖を基準にいたし
まして、ブドウ糖価格を算定いたし
ましたその価格よりも市価が下がった
場合のみ政府が買上げる、こういう
制度を考えているわけでございますが、
でん粉、ブドウ糖企業につきまし

ては、実は今日まで急速に伸びた過程
におきましては、期間がまだ短かいわ
けでございます。農林省といたしまし
ては、今後一そうブドウ糖の甘味資
源としての重要性から見まして伸ばし
てまいりたいという考え方を持ってお
りまして、したがって、その間ブドウ
糖企業の健全化をはかるために、いろ
いろ合理化を進めておるわけでござい
ます。大体合理化の期間といたしまし
ては、三年程度を目途といたしまして
進めておるわけでございますので、そ
の間に、でん粉のいまの本則の買入
れ価格以下に市場価格が下がった場合
以外におきましては、原料が非常に高
くなる、あるいは砂糖の価格が非常に
暴落するといったようなことによつ
て、ブドウ糖の企業自身が非常に健全
化を阻害される、あるいは合理化を進
めていく過程において攪乱されるとい
うことがないようにということで附則
買入れを考慮しておりますので、大体
合理化期間というふうに当分の間を考
えておる次第でございます。

○堀本宜実君 もう申し上げる必要は
ないのでありますが、先の前段の問題
で暖地ビートの問題は両局長からお聞
きをしていただきましたが、これは生産者
があのことを聞きましては、もわから
なかったと思います。何をおっしゃっ
たのか。今後大いに推進したい、慎重
に意欲のあるものには……そういうこ
とを聞くとしたのではないのであり
ます。やるのかやらないのか、もうす
でにだんだんと少なくなつてきて、数
も減つてきているので、現在、私
よく知っているのです。そこでこれ
はだめだからもう推進しないのだとい
うのか、推進することなら、現

在をやっているものに、あるいは暖地
ビートとしての特有な指導奨励、ある
いは東北にありますが運賃の工場
まで持ち込みの助成をするとか、ある
いは県と相談をして、特殊な指定地を
設けてそれに対する手厚い指導をして
みるとか、そういうことではないけれ
ば、打ち切る以外にないというのか、
何かでなければ慎重に推進——推進と
いうことはやらすということにもとれ
る。慎重というものは、たいへん慎重に
ということでしょう。それはよくわか
る。慎重にやらなければ、これは困る
でしょう。ただ慎重に考慮すると言
うことは、これは答にならぬと思うの
です。ほんとうは百姓は。

○政府委員(松野孝一君) いま堀本委
員その他の方からの御話が出ておりま
すが、暖地ビートにつきましては、ま
だ研究不十分な点がありますので、御
心配の点も多い。われわれもうちに
おつては常にこれを考えておるのであ
ります。しかし、先ほど園芸局長から
も御話がありましたとおり、今日まで
の研究、それから現地に於ける適地の
指導研究、適地の試験等から見まし
て、鹿児島地方におきましては奨励地
域に入れ得るというふうな考えのもと
に、しかしただ現地に工場がいまい
ないようでありまして、それまでの間
におきましては岡山の工場に持つてく
るというふうに予算においても御審議
願つておるのとおり、運送費の助成を計
上しておるような次第であります。こ
こ三、四年の間それを見てみて、
そうしてそれからその工場を設置する
というふうな考えのもとに奨励地域と
いう方針で進めておる次第でありま
す。

○木島義夫君 いま堀本委員からたし
なめられましたから、長く質問しない
ことにします。
でん粉の最近十年間の生産量とそう
して需給量を、これはいまいちでなく
ていいです。あとで御報告願いたい。
私の知る範囲においては、数年前にお
いては、一年もしくは一年半ぐら
いの生産量が倉庫にストックされて
いる。ところが最近はいくら不足を感じ
てきているというふうなことを私は
伺っている。しからば、その原因がど
こにあるかということも調べ願いた
いと思うのです。私の考え方により
ますと、従来の硫酸法でいきますと、ブ
ドウ糖のあがりの率が七五%、ところが
最近できた酵素法によると九十%、
約一〇%にブドウ糖ができておる。
そういうふうな関係で酵素法が発展し
た結果ではないかと私は思いますが、
そうすると、そういう酵素法の発達に
よつて日本の甘味資源においては百万
の味方を得た感がありますし、今後も
甘味資源の増進というかの意味から
いっても、でん粉にもっと私は重点を
置き、かつこれらについて助成とか、
あらゆる方法を講じたならば、先がわ
からぬ、はつきりしないてん菜よりも
確実で、しかも、国の経費をむだに使
わない結果になる、生産に効果あるよ
うに使えることになるのであろうかと
思います。

それから、なお、でん粉の日本の国
内生産の甘味資源において、てん菜糖
が過去十年間どういう量とパーセン
テージを出しているか。またブドウ糖
がどういう成果をあげておるか。この
ブドウ糖のうちにもパレイシヨのブド
ウ糖もあるし、カンシヨのブドウ糖も
あるし、その種類は各別してわかる
ならば、その数量を承知したい。これ
もこの席で承知なくてもよろしいので
資料としていただきたいと思います。
要するに私の結論とすれば、当てのわ
からぬふやふやなビート、ことにふや
ふやな暖地ビート、おそろしく三年
や五年のうちに、日本の甘味資源の
状態をよくする結果にはならぬ。ここ
に一生懸命金かけてもならぬと思う。
むしろカンシヨに対する根本対策、パ
レイシヨに対する根本対策を講じたほ
うが早道ではないか。こういうことに
考えますので、このカンシヨの価格支
持について本年から直ちに改正して、
日本の東北地方、それからして暖地、
いわゆる西南地方との価格支持の時期
を変えて、いまのように南のほうから
の報告がおいしめのためにできないと、比
較的おくらしているためにできない。そ
ういふことのないように植えつけ面積
その他の上からして、春のうちに、
夏の始まりのうちに大体の想定はつ
くわけでありまして、少しづつ正
確でなくとも、いわゆる推進主義で、
そうして、カンシヨの生産農民を早く
救つて、そうして日本の甘味資源の達
成のためにひとつ御考慮あられんこと
を希望して、私の質問を打ち切りま
す。

○委員長(青田源太郎君) ここでしば
らく休憩いたします。
午後零時八分休憩
午後二時七分開会
○委員長(青田源太郎君) ただいまか
ら委員会を再開いたします。
甘味資源特別措置法案及び沖繩産糖
の政府買入れに関する特別措置法案に

ついで、休憩前に引き続き質疑を行なうことにいたします。

質疑のおありの方は、順次発言を願います。

○櫻井志郎君 ますお断わり申し上げておきますが、私、歯を抜いたんで非常に歯切れが悪くて聞きにくいと思ひますけれども、ひとつお許しを願ひたい。それから前議員の御質問になった同じことをもし言いましたら、委員長から注意していただきたい。ごく簡単なことをお伺ひいたします。たとえば西歐各国のビート生産ですが、フランスが自給をちょっと越えておる。それからイタリア、西ドイツあたりが、ほとんど七、八〇％程度までの自給度にござつておる、たしかそういう表だつたと思ひます。特にイタリアは、戦後非常にビートが伸びた、一方農林省では何度かイタリアのビート生産等を調査に行かれた、私覚えておる一つの事例は、衆議院の中馬氏が政務次官をしておったときに、確かにイタリアに調査に行ったことを記憶いたしております。そういうような諸般の点から見ると、午前中堀本さんの御質問にもあつたが、日本のまあ農林省の計画が、計画どおり伸びてないという問題については、それは一応の解明はありましたか、西歐諸国において、どうしてそういうふうな、まあ急激にと言ひましようか、伸びていったか、どういふ要素が、われわれの日本の要素と、どういふ点が違うか。どうもイタリアあたりで非常に伸びたけれども、日本ではなかなか伸びない、そういう点の率直な分析というものを、それからその分析に對して、どういふ考えを持っておられるか、それをひとつお聞かせ願ひたい。

○政府委員(酒折武弘君) イタリアのビートにつきましては、二度ばかり調査に参りまして、それを今後の特に暖地てん菜の推進策の参考といたひますか、材料といたしまして、よく検討しておるわけでありまして、

で、御指摘の点でござひますけれども、これはいろいろの見方があると思ひます。私の感じでは、一番大きな問題は、やはりビートは堆肥が非常にたくさん要する作物なんです。結局それが不十分でありますと、たとえ一時的には生産性が上がりましても、またすぐ下がってくるということとは、もう各国の例でも明らかにしておるわけでありまして、そういう意味におきまして、午前にも申し上げましたけれども、家畜との結びつきという点において、日本が非常におくれておるといふ点が一つの問題だと思ひます。それからこれは日本の伝統的な農業の生産状況にも基因しておる問題だと思ひますが、特に暖地等におきましては、先ほど話が出ましたカンショ生産を主体にして考えてみますと、比較的労働力の要らない作物というものの従来なれておったわけでございます。そういう点で、てん菜は非常に労働力が要る、したがって、また機械化をしなければならぬ。

ところが、日本の経営の形態は、きわめて零細であるといふようなことで、労働力が足りないといふことと、それから機械化が非常に困難であるといふ両面が相まちまして、その面の導入が困難である、また生産性が上がらない、そういうふうな点が、今後改善しなければならぬ大きな問題だらうと考えておるわけでござひます。

○櫻井志郎君 先ほど堀本さんの質問だったか、だれか関連質問者の質問だったか、ちょっと私忘れたのですが、暖地てん菜の将来に關しての問題について、まず農民の意欲というところを強調され、それに対して、若干の敷荷があつたのですが、農民の意欲が起るということとは、何が何でも第一番に所得が、その労働に對して見合うという、少なくとも十分な可能性というものがあつてこそ、意欲が啓発されるというところが前提だと思ふんですが、いま局長の御答弁だと、たとえれば、それはもちろん日本は零細経営といふことが一つの決定的なマイナスの要素であるといふことは、よくこれはわかりました。それはそのとおり。

そこで、それでは機械化が云々という問題にも触れられましたが、そういう問題をどういふふうな克服して、暖地てん菜糖に對する十分意欲を啓発する可能性といふものがあるといふふうな考えられるのですか。

○政府委員(酒折武弘君) 御質問の、たとえば機械化の問題でござひますけれども、現在鹿児島ではてん菜業をする場合に、かりにカンショのあと地に入れられるとすれば、相当集团的に導入が可能である、したがって、また機械化といふようなものも共同化を促進することによって可能性があるわけではあります。

ところが、正直申しまして、残念ながら現在の段階におきましては、イモのあとにビートを入れるのには、イモを早掘りをしなければならぬ、そこでイモの収量が減ってくるということがござひまして、実は、経営全体から

見まするならば、たとえばイモを早掘りしてもビートを導入し、家畜を導入してやっていたら、総合的には有利であるという計算もできるわけでありまして、なかなか理屈どおりにいかないわけでありまして、そういう意味で、われわれ現段階においては、イモのあとよりも、夏作大豆、夏作飼料といふものあとに導入することによって増産していきたいと考えておるわけでありまして。

そういうふうな観点から、鹿児島将来性を見た場合に、これはおのずから限度がござひます。そこで将来の問題といたしましては、何といたしましても、イモとの結びつきのための早掘り奨励、あるいはまた逆に、ビートの移植栽培、あるいはまたビートの品種改良、そういう面で、うまくカンショと結びついたような作付体系を考へていきたい、それによつて、初めてそういう大集団の作付が可能であり、また機械化も可能であるといふふうな点で、今後の研究問題になると、そう考へております。そういう意味におきましても、御質問の点、なかなか現段階においては、南九州において、多量のビートをつくるというふうな見通しを立てるまでに、まだ達しておらないわけでありまして、したがって、比較的着実な六万トン程度というのを現在考へておるといふのが現状でござひます。

○櫻井志郎君 たとえば資料の六ページを見ますと、単位面積ヘクタール当たりの収量が毎年三十五年、三十六年、三十七年—三十七年までしかありませんが、一応の計画をお持ちになつておる。ところが、その実績というものは、これを常に下回つておる。それから歩どまりについても、それぞれ計画をお持ちになつておるけれども、同じく実績は常に計画歩どまりを下回つておる。こういうようなところが、一体どういふところに原因があるのか、いま私は、イタリアの例を引きましたけれども、それじゃイタリアの例をかりに捨てて、西独とかフランスとか—フランスがすでに一〇—一％ですが、大体自給を若干こえておる程度にまで伸びてきておる。もちろんフランスの一戸当たりの経営面積というものは、私もはっきり覚えておりましたか、十四町歩くらいでありましたか、平均耕作面積は、そんな程度だったかと思ひます。しかし、西ドイツに行けば多分その半分くらいだったかと思ひます。あなたのほうに統計があるから何でしようが、私は、いまちょっと記憶しておりませんが、そうだったように私は記憶しておる。経営面積が広いといふことからいへば、それは一つの大きな向こうにおけるプラス面であるけれども、日本の北海道という存在を取り上げてみた場合に、これは内地と比べれば相当大きいし、その面積による決定的な要素がないのであります。にもかかわらず、西独において、こういうふうな伸びつつあり、しかも国民所得の点から見れば、一人当たりの国民所得はフランスにしろ西ドイツにしろ日本の倍をちょっとこえておる、そういう国民所得の中において、しかもてん菜糖農業というものが、そういうふうな伸びておるといふところ、いまあなたがおっしゃつたような問題点だけでなしに、もっと正確に分析して、向こうでは、こういう要因が

あるから伸びる、こちらはこういう要因が欠けておるから、なかなか政府の計画どおりに伸びていかない、そういう点もう少し掘り下げた説明がないでしょうか。

○政府委員(酒折武弘君) 北海道の平均反収は、現在約二トン四百でござい

ますけれども、これは地帯別に、また農家別に見ますと、相当な差があるわけでございます。大体の傾向といたしまして、やはり作付規模の大きい農家は大体反収もよろしい。これは反収がよいから、まあ作付規模を大きくするという面もありますが、同時にまた、作付規模の大きいところは、それだけにビートに対して力を入れておる。ところが、反面におきまして、五畝とか、一反とか、その辺のわずかな作付規模の農家も相当あるわけでございます。これは一面から言うと、いわゆる初期導入段階の農家であるということも言い得るかと思ひます。また一部には、いわばおつき合ひ農家、みんながやれやれと言つて、自分もまた、おつき合ひでやるといふふうな農家もある。そこで、そういう小規模経営の農家というものが、比較的生産性が低いというところは、やはり新しい技術導入の点において困難性がある、あるいは機械化の点において困難がある。と同時に、また農家自体のビートに対する考え方そのものが単に飼料つくりの考え方でやっておるといふ面も多分にあると思ひます。

それからもう一点は、土地基盤と申しますか、地力と申しますか、そういった点でございまして、やはり先ほど申し上げましたように、土地の条件というものが基本的にビートに必要な

ものでございまして、そういう意味において、いわゆる土地改良というようなものも十分行なわれていない。あるいはまた、堆肥の投下も十分行なわれていない、こういう面があることが、やはり基本的な日本のビートの伸びない原因であらうと、そう考えております。

○櫻井志郎君 分析に対する解決の方向は。

○政府委員(酒折武弘君) 現在、特に畜産とのつながりの面において、農林省内部でもいろいろ検討しておるわけでございますけれども、現在の畜産等とのつながりの状況を見ますと、約半分のビート耕作農家が、畜産も経営しておるといふ現状でございます。これをもう少し高めることが必要であらうということでありまして、現実的には、努力関係でなかなかこれがうまく進まない。そこで現在の段階では、直接個々の農家が畜産とビートを兼営する、両方ともやるということも望ましいことであらうと思ひますけれども、そこまでいかない場合においても、畜産地帯に対して、ビート普及をはかる。たとえ個々の農家においては別々であらうとも、地帯として畜産と結び付いているということを考えていと思ひます。

それから土地基盤の整備という問題につきましましてはこれは申すまでもなく、それに関する国の事業というものが拡大する、その基本でありまして、これにつきましましては、予算上も相当な増額をいたしております。

○櫻井志郎君 あなたのほうからいただいたこの資料を見ますと、三十七年に反収が二トン四五〇、これは資料の

七ページにあります。そんな程度ですね。一方、一時間当たり労働報酬という点から見ると約百円、飼料価値評価額を加えれば百七十三円、飼料価値評価額を加えた労働の生産性から見ると、そう低くもない。相当のところにいておるが、そういう点から見れば、そうならないけれども、それを加えなければ大体百円。そうしてみると、ここに競合作物として並べてあるものからみると、相当低いわけですね。

そこで、農林省は、いろいろ試験もやっておられるでしょうし、メーカーもやられているでしょうが、たとえば北海道あたりで、現在の技術がよく普及すれば、平均反収として、どの程度までいけるはずなんだ、はずなのに、それがどういふいろいろな悪要因で、この程度にとどまってしまうのか、あるいはその反収と歩どまりの問題もありまね。そういう点について、いまの農林省の考え方。

○政府委員(酒折武弘君) 反収の点につきましましては、道のすでにとっておりま計画で見ますと、三十八年には、町当り二七・八トンというふうなことになるっております。これはわれわれとしましては、比較的穏当な数字として当初考えて、これを推進してきたわけでありま計画けれども、現実には二十四トンそこそこということでありま計画。

現段階において、さらにどの程度を一応目標として考えるかという点につきま計画は、北海道とも相談しているわけでありま計画けれども、大体平均的に見まして、三トンまでは取つてもらわなければ困る。また取れるはずだということ、一応平均的には三トンを目標に、今後生産改善対策を講じていくというふうな話し合ひを実はやっているものでございします。

○櫻井志郎君 そういふ三トン程度は、わけないんだという話は、私も二、三年前に、もう三年ほど前です。聞いたことがあるんですよ。ところが、常に計画はそれよりも小さい。そのわけないというのを言い出してから、もう何年かたつ、だのに実績、実際というものは、非常に食い違いが出てきているというところに、もっと、この現実的に突っ込んだ問題があるはずなんだと思うのだ。たとえば、試験場あたりで、こうやれば、いまこまでいっている、何も、米作りで六石幾ら取ったとか、どうだという問題を私は言っているんじゃない。十分な技術を、通常の能力で、十分な技術を駆使していけば、三石五斗がいま四石程度まではいける程度にまで、稲作といものは進歩している。そういうレベルで物事を見ました場合、てん菜ほどの程度までいけるはずなんだ、だけれども、こういう要因で、なかなかそこまではないのか、そういう問題点についてはどうですか。

○政府委員(酒折武弘君) これは必ずしも的を射た御回答にはならないかと思ひますけれども、実は一つの問題といたしましては、普及指導体制の不統一ということが、実は大きな問題だらうと考えているわけでありま計画。と申しますのは、道としても、もちろん生産奨励対策、方針というものを立っているわけでありま計画、末端普及所なり、普及員の段階にいきま計画と、個人的な考え方等によりまして、

必ずしもたの地帯においてビートを導入していいという考え方と、いや必ずしもビートはよくないのだという考え方とがありまして、その点、農民が非常に迷っているというふうなケースもございました。今後はそういう生産の方向なり、今後の方向なり、指導体制の統一性を保持するということについて、特に力を入れていきたいと、そう考えているわけでありま計画。

○櫻井志郎君 どうも、あまり局長に對して無理な注文なら、それは課長なり、どなたかからお答え願つてもけっこうです。

それと、いま一つは、また西欧のことに戻つて恐縮なんだが、イタリア、フランス、ドイツあたりの反収、それから歩どまりというものは、大体、どの程度の歩どまりになっているのか、反収はどの程度までいっているのか。もし、きょう資料がなければ、この次でもけっこうです。

○政府委員(酒折武弘君) 現在、手持ちがございませんで、後日お答えしたいと思ひます。

○櫻井志郎君 簡単に二、三点伺いたいのでありま計画、当初甘味資源の総合計画を検討しておった時分には、先ほどお話のあったように、大体、十年先の需給を百五十万トン見当に押えた。ところが、これも先ほど来、質疑応答があったように、すでに昨年百七十万トンの需要が現実にあったわけでありま計画。それでこの甘味資源の新しい法律が実施されるとすれば、その時点において、長期的な観点の見通しをどういふふうに見ておられるのであらうか。こ

これは国民所得倍增計画の最終年度の四十五年でいいのですが、四十五年見当で、一体、需要はどの程度ふえるのか、それに対して、供給はどういうふうな数字を考えておられるのか。そしてその段階における国内の自給度というものは、どういう程度に見ておられるのか。いずれこれは、新しく審議会ですとかで検討されるものでしょうけれども、いまのところ、こういう時点で、政府はどういうふうにご考えておられるのか伺いたい。

政府委員(齋藤誠君) 先ほど、三十四年当時におきまして、十カ年後における自給体制を立てたわけでございます。総合的な甘味の自給計画といたしましては、あれが唯一のものであったわけでございます。その後、いま御指摘になりましたように、すでに需要量においては、相当の変動が生じておるわけでございます。その後におきまして、将来の見通しの公的な見解として出したものにつきましては、農業基本法に基づいて、昭和四十六年度の砂糖の需要の見通しを立てたものがあるわけでございます。これも人口の伸び、それから所得の弾性値等を使って測定いたしました単純な見通しでございます。このとおりになるかならぬか、計画的なものではございませんが、それによりまして、四十六年度におきましては、一番少ない場合、つまり経済成長率で所得の伸びを見ておるわけでありまして、成長率が一番低い場合には、四十六年におきまして二百萬トン、これは成長率七%と見ております。七・八%の場合は二百十九萬八千トン、約二百二十萬トンと見ておるわけでございます。当時一番高い成長率と

して八・七というその当時の趨勢から見たものがありますが、そういういたしますと二百三十二萬四千トンという需要量が出ておるわけでございます。

これに見合う生産が、どうなるかというところにつきましては、実はなかなか生産の見通しにつきましては、当時のいろいろの議論がありました。なかなか確たるものが得られなかった。そこで、てん菜だけにきまして北海道の見通しを、生産計画をそのまま織り込んで、生産量として、先ほど申し上げた計画を織り込んだだけでございまして、さらに国内のビートがどうなるか、あるいは甘藷糖がどうなるか、あるいはブドウ糖がどうなるかというところまでの生産の見通しにつきましては、需要と供給がどうなるかということまでは、実はその当時において出してなかったわけでございます。

今後におきまして、この法律が通りました際におきましては、さらに四十六年度の長期見通しの具体的な内容として、甘味資源あるいは砂糖類が生産の見通しで、どのようになるか。さらにまた、先ほど堀本先生から御質問があった際にお答えしたのであります。十年先というふうな、あまり長期の見通しでありまして、農業の生産面については、なかなか計画経済でもありませんし、個々の農家について、計画を実現するというところについては、計画性を持つということについては、困難な要素があるわけでございます。もう少し実行可能なといひますか、あるいは政策のひとつの運営の指針となるべき中期ぐらいの計画というものを立てて、これを目安に生産を進めていく必要があるのじゃないかとい

う考え方をとっております。したがって、これらの計画につきましては、この法案の甘味資源審議会にばかりまして、いまお話のありましたものにきましての計画を今後立ててまいりたいというのが、現段階でございます。

○堀原茂嘉君 長官の言われるように、長期見通しを策定することは、それ自体、農産物については非常に困難な作業であらうと思ひます。そのことは中期についても、ある意味においては同様かと思ひます。新しくてん菜糖の振興をはかるといふとすれば、これは別な意味でいいますか、どうしても、ある意味においては相当見通しをつけなければならないというところ、よくなからうということが当然考えられることとあります。そういう意味で、不十分であつても一つの計画を基礎にして出されたことと思ひます。昨年の秋に、いろいろ議論がありましたけれども、砂糖の自由化、貿易の自由化の長年の懸案が踏み切られたわけでありまして、おそろくそのときは、やはり少なくとも国内の今後のてん菜糖、その他の国内資源の開発の計画というものは、何といひますか、正式な政府の計画という意味でなくとも、生産を指導していく立場の農林省とされては、一応の計画があつたのだらう、こう思うわけですか。しかし、それも外に出すほど、まだ固まっていなかつたらば、これもまた、やむを得ないことであります。

ただ、この法案で北海道は別として、北海道は長年にわたつててん菜糖については試験を経てきているわけ、困難はあるにしても、指導なり助

成なり、いろいろな工夫をしていけば、おのずから計画も立つと思ふ。ただ府県のこと、暖地のほうのてん菜糖の問題が、なかなか容易なことではない。この法案が実施されますという振興地域ですか、これが指定されるわけでありまして、いま確定はしてないのだけれど、いま農林当局で想定されている振興地域で、どこをひと一応想定されているのか、これをひとつ、お伺いしたいと思ひます。

○政府委員(酒折武弘君) 振興地域といたしましては、北海道一円と北東北の青森、岩手、それから暖地では、当面鹿児島県だけを考へております。なお、候補地としては、別に宮崎県がございまして、宮崎県は、現在の段階、果の方針といたしまして、試作段階であるというふうなことでございまして、これは、この試作の情勢を見たと、近い将来に方向を決定したいと思ひます。

○櫻井志郎君 さっきのぼくの質問の残ったのを、あなた思い出されたでしょうか。……

○政府委員(酒折武弘君) 先ほど櫻井委員の御質問の中で抜けておつた点を申し上げたいと思ふのであります。試験場においての成績と現実とは、相当差があるわけでございますけれども、試験場技術というもののじやなくて、一般に適用される可能性のある技術をもつて試験的に栽培いたしました。も、現実の北海道の生産状況と生産力を比べてみますと、相当格差があると思ひます。試験場で見れば、やはり三トンぐらい、先ほど申しましたようになつておるわけでありまして、それが

が、どうしてそうならないんだという問題でございますけれども、その点につきましては、栽培技術の問題で見ますと、いろいろございまして、たとえば技術の不消化という問題があると思ひます。ペーパー・ポットは、生産性を上げるために非常に有効な手段でありますけれども、昨年の例からいいますと、ペーパー・ポットの使用方法について誤りがありまして、相当失敗した例もございまして、しかし、これがうまくいけば一割ないし二割の増産、それからもう一つ大きな問題として、欠株をなくすると、これはやはり一割程度の増産が可能である、これは必ずしもむずかしい問題ではなく、いねいにやれば、できるはずであります。これはやらないという問題がある。それからもう一つ、労力不足のために、どうということもございせんけれども、いろいろ手を抜くという問題がある。そういうふうなことで、現在農家が導入の可能な技術を十分に使い切つてないという面が非常に多いと思ひます。

それから他面におきましては、これは必ずしも農家の責任ではないと思ふのでありますけれども、計画どおりに増産はできなかったと申しましたも、やはり過去数年間栽培面積が増加した、増加していくにつれて、いわゆる生産性の低いところへ、だんだん普及していつておるのが実態でございます。反面におきまして、生産性の高い地帯におきましては、たとえば田に変わつてしまふ、水田に変わつてしまふということをやめてしまふ、また場合によっては、畜産と従来結びつい

○梶原茂嘉君　そうしますと、中国方面は、振興地帯には考えられておらないわけですね。先ほどお話の南九州、主として鹿児島で、六、七万トン目標で再出発といいますが、出発することには考えられたわけですね。これはなかなか容易ならざる私は事業であろうと思うのです。

○政府委員(齋藤誠君) いま園芸局長から御説明申し上げたように、生産振興地域として南九州を考え、その南九州だけで、大体一企業単位としての操業をあげる、こういういま考え方をとっておるわけでございます。

は、試作の段階の程度の出ないんではなからうかというように考えられます。そこで、それでは初めから鹿界島に持つていってつくるべきではないかという御議論があるかと思いま

それですから、岡山における生産量はどうするんだといえ、これはいま申し上げましたように、中国地方だけにおける原料処理量としては、きわめて微々たるものであるし、これが將來、ぐつと伸びるということになります。

○梶原茂嘉君　現在の段階において、お話のように、何ら不都合があるうとは私も思いません。ただ、そのためには国が多額の運賃を負担するということによって、何らの不都合がないとい

おいては、長野においても、相当、農民も努力したことも御承知のようにある。岡山地帯においてもある、四国においてもある。大分においては、これまた、御承知のような経過をたどってきた。そういう方面におけるこれまで

は、これは非常に将来については、いろいろ考えられる余地がある問題だと思ひます。と申しますのは、現在の段階で、特に鹿児島に、奨励するのが適地であるということを考えたのは、

断しておりますのは、そういう点が、最も大きな原因でございますから、その点さえ、改善されれば、またいろいろに考え方があろうと思います。

○梶原茂嘉君　てん菜について、病害虫の問題があるということは、これは、

勘定に入れながら、やはり私は、ほかの地帯においても、相当の努力といふのか、これは払われるべきものであるう、こう思うのであります。

まきにしても、全然あいているところをやるわけじゃなくて、現にやっているものを転換していくわけでありきす。しかも、全部転換するのでなくて、やはり農家としても、一部をてん菜に向けていくわけがあります。それにしても一つの地帯に、北海道と違って鹿児島に六万トンを集中するということが自体については、これまた、別の意味で私は、いろいろ検討を要する問題があらうかと思っています。これは検討を要する問題と、鹿児島県の農民諸君も考えられるところでありましょうけれども、私自身は、やや不安を感じるのであります。関東地帯の、また東北の青森、岩手以外の地方において、将来、私はてん菜を考えていく地帯というものは、当然あるように思います。ただ、今後五年くらいに間に、ま

う総需要量が二百二十万トンにこすような情勢になってきておりますね。自給度というけれども、国内でできるのはせいぜい六、七万トンだ、これを精製すれば五、六万トンだということになれば、大局的に見て、いかほど向上に——北海道以外に、貢献し得るのだというふうな見方をしていけば、別の意味で、相当の批判が私はあり得るかと思ひます。いずれにしても、ほかの地帯についても、御検討をされる必要があるだろうと思ひます。

それからそれに関連して、ひとつ、これは農林省の考え方を伺いたいと思ひますけれども、農林省は、本来の仕事として砂糖大根の生産のほうをやっておられる、これを製造する製造工業の過程についての研究というものは、あまりやってはおられないであらうかと、これは想像するもので、これは農林行政の範疇外だということ、何といひますか、技術面における研究等も十分でなからうと、したがって、経営規模の問題にしても、先ほどお話があったのでありますが、最小六万トンあるいは十二万トン、十五万トンが理想である。なるほど採算からいへば十五万トン、多いほうがいいかもしれせん。しかし、そういうような比較的大きな規模、それを対象にする耕作面積が六千町歩、八千町歩、一万町歩というものを対象にしなければ、一つのユニットといひますか、これができ上がらないということに勘定はなるのですけれども、それは、そういう大きな設備を投ずるのだという前提において、そうなるのです。はたして、それがいかなる場合においても最善であつて、第二次的に、もう少し小さい設備で

も、ある程度やつていき得るようなことがないのか、そういう研究というものが、農林省で行なわれておるのかどうか。すぐにヨーロッパ式のどっかいやつを持つてこなければならぬんだと、きめてかかるところに、一つの問題があらはれないかという感じがかねがね私は持つものであります。日本のように狭い地帯、いろいろの作物があつて、零細である、そういう地帯を対象にしててん菜工業、てん菜糖というものを考えていく場合においては、おのずからそれに合ったような考え方が検討されていいのではなからうか、北海道は別でありすが、という感じを、かねがね持つのであります。そういう点で、これは意見があれば伺ひますけれども、ぜひひとつ、この製造工業面の研究というものを農林省においても、真剣に御配慮を願ひたい、こう思ふのであります。

○政府委員(齋藤誠君) ただいまのお話は、企業面におきまして、一律のユニットを考えないで、もう少し小規模のものをやることを考えたらどうかと、こういうお話でございます。われわれも暖地ビートを導入するに際しまして、なかなか北海道のように、一定の集荷地域がまとまつてあるというふうな形で、企業がそこに入つていくということが困難な状態にある、その間、何かもう少し少し実情に合ったような規模で考えられないかということ、前々からずいぶん検討いたしたものでございます。

一つの考え方といひましては、現地におきまして、ビートを乾燥してカゼットというふうなものにいたしまして、それを精製工場に持つていくというふうな方法をとれば、現地においても、そう大きな処理工場がなくてもいいじゃないかというふうな構想もありまして、これらにつきましても、いろいろ専門家を招きまして研究したのであります。ところが、どうも日本の場合におきましては、雨量の暖かいところにおきましては、雨量の暖かいところの關係で、非常に歩どまりが下がつてくるというふうな面がありまして、それからいふとお話がありまして、小規模単位で採算が合うようにというふうなことの検討もいたしましたけれども、これには相当の設備資金がユニットとしてどうもかかつてくる、そうするとそれに應じて処理量が一定量以上なければ非常に高いものにつくというふうなことで、どうもこれはなかなか成り立たないのではなからうかというの——日本におきまして導入の方法としては現段階として一応困難ではないかと、こういうことになつておるわけでございます。

百トン工場、二百トン工場といふようなものができる形態であればよろしいのでありますが、イタリア等におきましては調査の結果を見まして、だんだんそれが大規模化しつつあるという実情でございます。今後におきまして、やはり国際競争力というふうな面を考慮してみますと、あるいは企業の健全化ということを考えてみますと、やはりある程度の規模が必要である。そこで、ちよつと横にそれますが、国内各地方においてかつて一部分生産が行なわれたについては今後どうしていくのだと、こういうお話がありましたが、先ほどはかの委員の方にお答えしましたように、どうしても導入の条件として一定のやはり企業が存立する集荷量を、一定の経済単位において必要であるということもあわせて考へていかなければ健全なビート経営、ビート生産というものはどうも困難ではないか。私も、長野県あるいは茨城県、千葉県等におきまして、三トン、五トンという生産量をあげているところを承知しておりますが、三町歩、五町歩といつたように散在してあるわけでありまして、しからばそれがその地域におきましてぐつと伸びるかということになりますと、そこには技術的ないろいろな問題がある。園芸局長から先ほどお話がありましたように、寒地における栽培技術とそれから暖地における栽培技術、これは大体現段階においては、技術的に確定し得る。寒地と暖地の間におけるいろいろな中間地帯におけるいまの栽培技術なりあるべき段階で、必ずしも確立されたというふうにはなつていないという面とあわせて、この企業の一定の経済単位というものを考えると、急にそういうところにおいて、企業が成立するといふことも、現段階においては困難ではなからうかというふうな考へておるわけでございます。検討はいたしたのでありますが、現段階においては、ある程度の規模が必要であるというふうに、いまの段階では考へております。

○梶原茂嘉君 いまの長官のお考え方は、私は決して間違つておることも、無理だとも思ひません。しかし、英国にしてもヨーロッパ——フランスにしても、ドイツにしても、北海道自体もそうだけれども、今日てん菜工業が、今日に至るまでには、百年からのやはり経過をたどつていて、その間、生産面においても、製造工業面においても、いろいろの試練を経、いろいろの経験を重ねて、苦勞して今日に至つておるわけなんです。北海道自体においてもそうだと思います。ところが内地においては、ごく最近この問題が登場して、指導者も農民諸君も政府自体も、この問題にぶつかつてから、ごくわずかな期間きりかかつていないと思ひます。したがつて、生産面における先ほどの病虫害の問題にしても、それから品種自体の問題にしても、それに関連する製造工業自体の問題にしても、ほとんど私はその一応觀念的な何といひますか合理性というものはでき上るでしようけれども、現実的には多くの問題が残されておると思ひます。もし現在のように、非常に苦勞をして、内地における生産が約六万トン程度まで持つておけるのだといふことであれば、これは北海道以外の本土におけるてん菜糖で、甘味資源の自給度をどうしようとかいふこと自体が言い過ぎだといふことで、先ほど来お話し

の自給度を向上させてゆく、その間政府が多額の輸送費を負担すると同じような意味合いで、しばらくの間国が協力をし助成してゆくということも、当然考えられてしかるべきじゃなからうか、こう思うのでありますが、この点、私の意見になるので、ひとつお考えおきただけだと思ひます。

○政府委員(松野孝一君) いま御審議願っているこの甘味資源の法律案でございますが、これはいま食糧庁長官やあるいは園芸局長からお話があったごとく、今日の研究段階等におきましては、北海道を別として、あとは青森とか岩手とか、あるいは暖地のほうにおきましては鹿児島あるいはひょっとすれば宮崎県というお話であります、それとこれだけであつて、その他の地域はどうかというプランクの地域が多いし、砂糖類の自給度の向上という点からみましても、あるいはまた外貨の節約という点から考えてみましても、われわれはもっと積極的にやっつけていきたいというふうな考えでいる次第であります。ただ現在の段階では、そういうふうな大規模の工場、一工場十五万トンを目標とした工場単位とし、それにマッチするような生産地帯をつくつてゆくような考え方のもとに出発しているようでありますけれども、しかしながら、私はもう少しこれは研究の余地があるかと思ひます。食糧庁長官がちょっと言われたように、たとえばこれを収穫した後保存する方法もありましよう。そういうのを私は研究する余地があるかと思ひます。私どももあえて聞いておりますが、ある大学の教授のごときも、そ

れを研究して発表している例も聞いております。しかしながら、不完全な点もあらうと思ひますけれども、そういう点も考えなければいかぬと思うのであります。私は台湾に長年おつたのであります。台湾においても二千万トン工場あり、五百万トン工場があるのです。それはコストからいへば違ふかもしれないけれども、それが今日までやつてきた例があります。地帯別にそういうものが入り得れば、私は各地において相当てん菜糖が伸び、てん菜工業ができるのだというふうな思っているのではありません。それから栽培方法におきましても、いまだこれは内地においてはほとんど初期の段階、幼稚な程度のものであります。研究も不十分であります。台湾のごときは、非常に投資をして、膨大な研究機関をつくつて、今日に至っているのであります。そういう状況から考えてみますれば、まだ不十分で、病害虫の駆除にしても、どういふふうにするか、品種の改良にしても、私どもの聞いてゐるのは、ちょっといい品種ができたといひておられます。それを植へつければ、一割ないし二割の増産ができるという例も聞いております。しかし、どこまで実際的になつてゐるかわかりませんし、私どももまだほんの初期の段階なんです。まだまだこれを研究、努力すれば、相当私は、必ずしも寒地地帯でなくともやり得る余地があるのじゃないかというふうに考えておりますので、私どももいたしまして、一応の段階では、こういうふうになつておりますけれども、今後いま梶原委員のおっしゃった線に沿つて、一段の努力を払つていきたいというふうに考えてお

ります。

○梶原茂嘉君 ぜひ政務次官のお考えのように努力をお願いしたいと思ひます。

それから、これは国内ではありませぬけれども、ときどき新聞等で報ぜられるのですが、フィリピンその他東南アジア地帯において、経済協力との関連がありましようか、砂糖の生産の特別の計画を立てるとか、振興さすとかいう記事が出るのですけれども、何か具体的な計画といひますか、構想があるのですか。

○政府委員(齋藤誠君) 最近におきまして、各精糖会社におきまして原料部門を安定的に供給を確保したいというやうなことも一面ありまして、すでに二社タイにおきまして砂糖原料を確保するための進出が行なわれておるわけでございます。大体におきましては、民間の主導性においていま申しましたやうな原料面における確保措置がとられつつありまして、政府がそれに対して協力するというふうなことが、現段階においてはなつております。先般新聞にもありましたが、インドネシア等に対する今後の開発協力という意味におきまして、調査団が派遣されたわけでありまして、これも民間の人とそれから官庁関係、官庁の職員と構成して調査に行つたわけでございますが、そういう民間の活動に対しては、政府が計画を持つてこういふふうにするという段階にはなつておりません。それに対して適切な協力と助言を与えるというところで進められてゐるのが現段階でございます。

○梶原茂嘉君 砂糖の消費税が関税とも合はして非常に高く、多くの国々と

比べてみて、日本の砂糖が非常に高いということが、これまたしばしば言われておるのであります。砂糖消費税は沿革的にいろいろ問題はあつたのだから私は思ひますけれども、最近消費者あるいは需要者の立場から、こういう問題が相当論議的になつてゐること、御承知のとおりであります。もちろん国内の甘味資源の生産を保護していく、これはもう至上の命令といひますか、大事なことであつて、そのために国としても最善を尽くしてこれを保護助長しなければならぬ。同時に別の観点から消費税のごとき合理的な線に直していく。そしてそれはかに比べて著しく高い砂糖であるといふやうなことをなくしていくことも消費者の立場から私は必要ではないかと、こう思うのであります。また砂糖自体の国際的な価格の変動というものが、いろいろの農産物の中でも特にこれは激しいことは御承知のとおりであります。したがって、貿易の自由化に関連してや、関税政策のあり方等についても、格段のくふうをする必要があるのではなからうか。農林当局として、これは大臣にお伺ひする問題であらうと思ひますけれども、関税に対する考え方、消費税に対する考え方、どういふふうにか考へておられるのか。この機会に政務次官なり、長官の考えを伺ひたいのです。

○政府委員(齋藤誠君) 関税と消費税につきましまして、お手元にお配りしました資料から見ましても、イタリアと並んで日本は非常に高い税率で賦課をいたしておるわけでございます。それでこれを消費者価格の引き下げという見地から、税制面におきましてもこれの

軽減をはかるべきであるという御意見でございますが、これはわれわれとしてもできるだけ下げたいということが望ましいといふふうな考へておりますが、率直に申しまして、まず関税については、やはり現段階におきまして国内のてん菜糖と粗糖との関係におきましては、なおてん菜糖の生産振興をはかるという見地に立ちまして関税を考へてみますると、さきに需給対策総合十カ年の自給度強化対策を考へました場合には、消費税をむしろ関税に振りかえたといふやうなきらいがあります。やはり関税によつてある程度の国内生産を維持するという立場は、これは食糧庁といたしましてはこゝ当分の考へ方を変へるという考へは、ございません。ただ最近のやうに非常に最近といひますか、昨年の後半期におけるやうに非常に高い時代がありまして、それに対する関税の調整を講ずべきであるという考へもありまして、先般の特別国会に、先般も出しました甘味資源法案と関連して関税につきましても若干調整をし得る道を開いたものであります。が、本年度の糖価の推移を見ましますと、まことに乱高下といひます。予測しがたい変動をいたしておりますので、にわかにいま国際糖価がどうであるかということ測定いたしまして関税を検討するには、あまりにも時期として不適であるといふやうな考へ方を持ちまして、これは大體、大蔵、農林とも一致した意見で、今回は関税を見送らうといふことになつたわけでございます。

そこで、糖価高に対応する措置をいたしまして、しからば消費税を引き下げたらどうかということでございますが

は、昭和三十九年度施行分から三割五分（三十八年度は三割）に改正されたが、これから農道事業を施行しようとする地区は、農道の遅れている地域が大部分であり、しかもこのような地域の農家は、今までに借り入れた各種資金の償還に追われており、事業は施行したいが地元負担が大きいので手がでないという実情である。

また、現在まで取り残された、このような地区の基盤整備事業は、三種類又は四種類以上の事業を同時に施行しないと、真の近代化が望まれず、その負担額も二重、三重と累積されるから、農道事業のような公共性の大きいものについては全額に近い高率補助制度を採択されたい。

三、現行制度には面積制度をおおむね二十町歩以上という規定があるが、この制度は、昭和二十六年の

積寒法の施行と同時に規定されたものであり、しかも、全国一律制であるため、奥山村地帯及び中間山村地帯のように自然条件、経済条件の恵まれない地域で農家の事情にそぐわない。

また、平坦地帯においても、この規定があるため、二十町歩未満の地区において土地改良事業を施行しようにも手がでず、農業近代化促進の障害となつてゐる。